# 通所型短期集中予防サービス

# 短期集中健幸アップ教室

事業内容説明書

#### 1 事業の目的

短期集中健幸アップ教室(以下「健幸アップ教室」という)は、高齢者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施する。

#### 2 事業の概要

保健・医療の専門職の『訪問』による生活課題の評価・指導と、『通所』による運動器・栄養改善・口腔機能向上のためのプログラムを組み合わせて行うことにより、高齢者自らが活動的な生活を送り続けられるよう支援するもの。また、高齢者の自分らしく暮らしたいという意欲にアプローチし、継続した『セルフケア』の定着を図る。

訪問サービス

#### 通所サービス

セルフケア

自宅で専門職と

事業所で専門職と

自宅で自分が











自宅(浴槽・トイレ・段差等)及び自宅周辺の環境確認や動作・歩行状況の確認により、日常生活で支障となっている生活行為を明らかにし、個別指導を行う。

一人ひとりの目標達成に向け、 各プログラム(運動器・栄養・口腔機能向上)を複合的 に実施し、生活機能の維持向 上を目指す。 教わったトレーニング(屋内外でできる簡単なもの)を 日々の生活でも継続し、活動 的な生活を送る。

- 3 実施内容(詳細は別表 1「通所型サービス及び訪問型サービスの具体的な実施内容」参照)
  - (1) 通所型サービス
  - 〇体力測定(初回・最後)
  - 〇健康状態や痛みの部位、生活状況等の確認とそれに合わせた柔軟な支援の提供 供
  - 〇リハビリテーション専門職等による集団指導等(運動器機能向上プログラム)
  - 〇運動器機能向上プログラムと合わせて、口腔機能の維持向上(口腔機能向上 プログラム)、栄養改善のためのプログラム(栄養改善プログラム)を複合 的に実施。

#### (2) 訪問型サービス

- 〇利用者のアセスメント
- 〇日常生活で支障を来している生活動作の確認と助言
- 〇自宅用プログラム、日常生活における機能向上のための助言・指導
- 〇必要に応じ利用者の課題にあった指導等(栄養改善、口腔機能向上等)

※通所型サービスは、毎回の運動器機能向上プログラムの提供を中心とし、期間内に各3回以上、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを利用者に対して提供するものとする。(別表2「プログラム提供例」参照)

#### 4 対象者

要支援認定者又は高齢者支援センターが実施する基本チェックリストで対象者と判定された方で、運動・口腔・栄養・認知機能に関する機能低下やうつ・閉じこもり傾向が認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、本事業により短期間で心身機能及び生活機能の改善が見込まれ、利用が適切であると判断された方。

#### (例)

- ・運動を行うことにより、自分で出来る行為を増やしたいという意欲が伺える 者
- 社会参加に向けた活動の実践が必要な者
- ・退院直後等でリハビリが必要な者
- ・転倒を繰り返す又は自宅での移動、外出時に転倒の可能性があり、外出が困 難となっている者
- 骨折、肺炎等一時的な体調の悪化により、生活機能が著しく低下している者
- ・入浴、排せつ、食事、買物、調理、洗濯などの生活機能を、通所により専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者
- 5 サービス提供回数・期間・時間等
  - ○通所型サービス 6ヶ月週1回又は3ヶ月週2回、1回当たり90~ 120分
  - 〇訪問型サービス 1~2回(1回は必須)、1回当たり30分~60分

#### 6 指定基準

- (1) 応募事業者の資格 医療・介護の事業所指定を受けていること。
- (2) 指定有効期間 6年間(介護保険サービスと同様)
- (3)人員基準
- 〇管理者 1 人以上
- 〇従業者

提供するプログラムの時間帯等に応じて、以下のとおり配置

提供プログラム	配置従業者数(専従)	専門職の配置※
運動器機能向上プログラム	利用者1~10人	理学療法士、作業療法
	1以上	士、柔道整復師、あん
	利用者11~20人	摩マッサージ指圧師、
	2以上	又は健康運動指導士
	利用者21~30人	
	3以上	
口腔機能向上プログラム	1以上	歯科医師、歯科衛生
		士、言語聴覚士、又は
		看護師
栄養改善プログラム	1以上	管理栄養士、栄養士又
		は看護師
訪問型サービス	1以上	理学療法士、作業療法
		士、柔道整復師、あん
		摩マッサージ指圧師、
		又は健康運動指導士

※配置従業者の内、表中の専門職を提供プログラムに応じて1人以上配置。

例:①利用者10人で運動器機能向上プログラムを提供する場合

- → 理学療法士1名配置
- ②利用者 15人で運動器機能向上プログラムを提供する場合
- → 理学療法士1名、介護職員1名配置
- ③利用者20人で口腔機能向上プログラムを提供する場合
- → 歯科衛生士1名配置

#### (4) 設備基準

機能訓練室※	3 ㎡×利用定員以上
静養室	個室である必要はないが、静養や相談できるスペース
	を確保すること。その場合、遮蔽物の設置等によりプ
相談室	ライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしない
	よう配慮する。
事務室	1区画
	(他の事業と兼用可能だが、区画を明確化すること)
その他の設備	サービスの提供に必要な設備・備品等
	消化設備その他の非常災害に必要な設備

※他の医療・介護サービスと提供場所を分ける必要はないが、同一場所・同一時間帯に提供する場合は可動式パーテーション等で仕切る必要がある。

その場合、他のサービス利用者と本事業利用者を合わせた定員数で基準(3 m²×利用定員以上)を満たすこと。

#### (5) 運営基準

- ○個別サービス計画の作成
- 〇提供拒否の禁止
- ○従業者の清潔の保持、健康状態の管理
- ○従業者及び従業者であった者の秘密保持
- ○事故発生時の対応
- 〇廃止、休止の届出と便宜の提供
- ※主に上記のような項目ごとに、総合事業通所介護(現行相当サービス)の運営 基準に準じた規定とする

#### 7 報酬単価等

#### (1) サービス単価

項目	単位数	算定単位
通所型サービス単価	400単位(送迎体制有り)※	1回につき
	390単位 (送迎体制無し)※	
訪問型サービス単価	390単位	1回につき

※送迎体制とは、送迎用車両及び人員の確保ができていることを指します。

#### (2) 審査・支払事務

岡山県国民健康保険団体連合会経由で審査・支払します。

(総合事業通所介護(現行相当サービス)と同様。)

#### (3) 利用者負担

原則1割、一定所得以上は2割もしくは3割(総合事業通所介護(現行相当サービス)と同様。)

#### (4) 支給限度額管理

限度額管理の対象となります。

(総合事業通所介護(現行相当サービス)と同様。)

- 要支援1、事業対象者: 5,032単位
- •要支援2 : 10, 531単位

#### 8 サービス提供までの流れ

#### 高齢者支援センター

- ①アセスメント
  - 担当ケアマネジャーは、教室利用希望者へのアセスメントを行う。
- ※要支援認定申請、基本チェックリストの実施等を必要に応じて行う。
- ②参加希望者の連絡

担当ケアマネジャーは、サービス提供事業所に参加希望者の連絡を行う。

③ケアプラン原案作成

担当ケアマネジャーは、利用者の状態に応じた介護予防計画(ケアプラン)原 案を作成し、利用者、事業所へ送付する。

#### サービス提供事業所+高齢者支援センター

#### ⑤サービス担当者会議

担当ケアマネジャー主催のサービス担当者会議において、関係者間で、目標と 目標達成のための手段を共有する。

#### サービス提供事業所

⑥利用者との契約締結及び重要事項説明書の交付・説明・同意

本事業を実施する事業所は、契約書・重要事項説明書を別途定めて、利用者と 契約を締結し、重要事項の交付・説明を行い、同意を得ること。

⑦サービスの利用開始

初回通所型サービス提供時にアセスメントを十分に行った上で、各利用者の 状態像に合ったサービスを提供すること。また、最終回のアセスメント結果、目 標達成状況を関係者間で共有し、今後の支援の方向性を検討すること。

#### 9 留意事項

〇サービス提供期間終了後、6ヶ月間は原則として健幸アップ教室を利用することができない。その他のサービスについては、ケアマネジメントの結果、必要と認められる場合は利用できる。

〇他の通所系サービスとの併用は不可。その他のサービス(訪問系サービス、 福祉用具レンタル、住宅改修等)については併用可能。

〇プログラム提供にあたっては、グループダイナミックスによる効果を得るため、複数利用者の開始時期、終了時期を可能な限り同一に設定し、小グループで活動できるようにする等プログラムの提供時期についても工夫すること。

〇プログラムの実施においては、厚生労働省が示している「介護予防マニュアル(平成24年改訂版)」をはじめとする文献、学術的又は一定程度その効果が把握されている資料等を参考とすること。

〇地域における社会資源等の情報収集を行うとともに、高齢者支援センター をはじめとする地域の関係機関と連携を図ること。

〇サービス提供期間終了後、利用者が社会参加を通じた介護予防に励めるよう、倉敷市が行う健康いきいきサロンや、いきいきポイント制度を積極的に活用すること。

## 短期集中健幸アップ教室・健康いきいきサロンの位置づけ 自分らしい生活 いきいきポイントの活用や、地域 のサロン等で、役割・生きがいを もって自分らしい生活を送る。 をいつまでも 地 いきいきポイント 域 ふれあいサロン 住 民 事業所による送迎等も利用し、介 護職も関わる環境で、仲間ととも にセルフケアを継続。 介護職地域住民 短期間の集中トレーニングに より、状態像の改善を目指す とともに、セルフケアの方法 を学び、自立意欲を高める。 専リ 門八 職等 短期集中健幸アップ教室

# 別表 1 通所型サービス及び訪問型サービスの具体的な実施内容 (1)通所型サービス(複合プログラム)

(1) 週所型サービス(複合プログラム	•
項目	内容
目的	利用者の生活課題を明らかにし、その改
	善のため、運動器の機能向上プログラム、
	栄養改善プログラム、及び口腔機能向上
	プログラムを複合的に実施。これにより
	要介護状態等となることの予防又は要介
	護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図
	るとともに、サービス提供期間終了後も
	活動的な生活を送り続けられるようにす
	る。
対象となる利用者	本プログラムの提供により、生活機能の
	改善が見込まれる、居宅要支援被保険者
	及び基本チェックリスト該当者
プログラム概要	理学療法士等を中心に看護職員、介護職
	員等が協働して、有酸素運動、ストレッ
	チ、簡単な器具を用いた運動等を毎回実
	施し、運動器の機能を向上させ生活機能
	の改善を図る支援を行う(運動器機能向
	上プログラム)。
	また、口腔機能向上のための講話・指
	導・訓練(口腔機能向上プログラム)、栄
	養改善のための講話・指導(栄養改善プロ
	グラム)を一体的に提供する。
複合プログラムの実施方法	毎回の運動器機能向上プログラムを必須
	とし、30分程度の口腔又は栄養プログ
	ラムを提供する回を期間内に各3回以上
	設ける。
専門スタッフの要件(運動器の機	理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あ
能向上)	ん摩マッサージ指圧師、又は健康運動指
	導士
専門スタッフの要件(口腔機能向	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士又は看
上)	
	護師
専門スタッフの要件(栄養改善)	護師 管理栄養士、栄養士又は看護師

実施期間・回数	6ヶ月週1回又は3ヶ月週2回
実施時間	1回当たり90分~120分
	※栄養・口腔プログラム提供時間を含む
実施内容	①初回のサービス
	初回のサービス提供においては、体力
	測定、事前アセスメントを行うこと。
	※単なる計測会にならないよう工夫
	②個別サービス計画の作成
	個別サービス計画は、理学療法士等が、
	他の従業者と共同して、利用者の生活機
	能向上に資するよう利用者ごとの心身の
	状況を重視して作成すること。
	③個別サービス計画の説明
	理学療法士等は、利用者又はその家族
	に対して個別サービス計画の内容等につ
	いて説明すること。
	④週1~2回のサービス提供
	個別サービス計画に基づき、利用者の
	生活機能向上を目的とするプログラムを
	準備し、利用者の心身の状況に応じた内
	容を適切に提供すること。
	⑤月1回のモニタリング
	毎月利用状況を担当のケアマネジャー
	に報告すること
	目標達成状況について評価を実施し、
	適宜、プログラムの実施方法等について
	見直しを行う。
	⑥最終回のサービス
	プログラム最終回に、事後アセスメン
	トを実施
	<b>⑦評価</b>
	目標達成状況の評価及びその後の支援
	方法を検討
	担当ケアマネジャーへ報告
1	

## (2)訪問型サービス

項目	内容
目的	訪問により、日常生活を送る上で支障と
	なっている生活行為を明らかにし通所型
	プログラムとの連動により生活課題を改
	善し、サービス提供期間終了後も活動的
	な日常生活を送り続けられるよう支援。
プログラム概要	利用者の自宅を訪問し、日常生活に関す
	る行為や環境等の評価、活動的な生活を
	送るための支援、アドバイスを行う。
専門スタッフの要件	理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あ
	ん摩マッサージ指圧師、又は健康運動指
	導士※運動器機能向上プログラムに従事
	する専門職が訪問することが望ましい。
実施期間	通所型サービスの提供期間中及び提供期
	間終了後概ね1ヶ月以内
実施回数・時間	利用者1人当たり2回まで。1回は必須。
	※初回の通所型プログラム提供後概ね1
	ヶ月以内、及び最終の通所型プログラム
	提供前後概ね1ヶ月以内に訪問すること
	がのぞましい。
実施時間	1人1回当たり、30分から60分程度
実施内容	専門スタッフが、利用者の居宅を訪問の
	上、次に掲げる事項等を実施する。
	①家事動作や歩行状況等の日常生活行為
	の評価と支援
	②日常生活環境(浴室、トイレ、玄関、自
	宅周辺等)の評価とアドバイス
	③口腔や栄養状態の改善に関連する生活
	環境のアセスメント
	④最寄のバス停や駅までの経路の確認と
	公共交通機関利用のための支援
	⑤自主的な運動をするための支援
	⑥日常生活活動の継続や家庭内での役割
	を促す支援
	⑦評価を個別サービス計画へ反映

### 別表2 プログラム提供例

※ 事業を推進するに際して、運動、口腔、栄養、訪問を1人の利用者に対してどのように提供するかについて、具体的な例を示すと以下のとおりとなる。

回数	運動	口腔	栄養
初回	アセスメント	アセスメント	アセスメント
2	120分		
3	90分	30分	
4	90分		30分
5	120分		
6	90分	30分	
7	90分		30分
8	120分		
9	90分	30分	
1 0	90分		30分
1 1	120分		
1 2	120分		
1 3	120分		
1 4	120分		
1 5	120分		
1 6	120分		
1 7	120分		
1 8	120分		
1 9	120分		
2 0	120分		
2 1	120分		
2 2	120分		
2 3	120分		
最終回	事後アセスメン ト	事後アセスメン ト	事後アセスメン ト

訪問
初回通所型サー
ビス提供後1ヶ月
以内に訪問
   最終通所型サー
ビス提供前後1ヶ

月以内に訪問